

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成30年12月14日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成30年12月14日（金） 午前 9時58分 開会
午前11時12分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	松本 暁彦	副委員長	村上 英明	委員	増永和起
委員	檜村 一臣	委員	森西 正		
議長	嶋野浩一朗	副議長	福住 礼子		
議員	中川 嘉彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村 良夫 総務部長 井口 久和

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井 智哉 同局参事兼局次長 岩見賢一郎
同局次長代理 田村 信也 同局総括主査 香山 叔彦
同局書記 速水 知沙 同局書記 関 正秀

1. 案件

- ・一般質問の質問者ごとの割当時間について
- ・追加議案及び議員提出議案の議事日程、扱いについて

(午前9時58分 開会)

○松本暁彦委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

師走に入り、何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

今回、追加提案させていただく案件は、人事院の給与勧告を受けまして、本市職員の給料表の変更及び勤勉手当の12月支給割合を0.05月引き上げるとともに、平成31年度から期末勤勉手当の合計支給率を夏・冬同率とするものでございます。

このようなことから、今回追加議案といたしまして、人件費に係る一般会計ほか事業会計、特別会計の補正予算5件と、関係条例改正案2議案を提出させていただくものでございます。

この後、それぞれ案件の概要につきましては総務部長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○松本暁彦委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、檜村委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、平成30年第4回摂津市議会定例会に追加提案いたします案件の概略説明をさせていただきます。

今回追加提案いたします案件は、議案第96号から議案第102号までの計7件でございます。概略説明は、議案番号順ではなく、条例案件から説明を始めさせていただきます。

最初に、議案第101号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、期末手当の支給割合を現行6月に支給する場合は100分の195、12月に支給する場合は100分の210としていたものを、いずれの月も100分の202.5に改め、平準化するものでございます。

次に、議案第102号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、平成30年の人事院勧告に基づく月例給等の改定に伴うもので、最終的に組合との協議が整いましたので、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合、並びに一般職非常勤職員等の基本報酬等の上限額を改定するものでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、第1条では任期付職員の給料表を任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正し、勤勉手当について第24条第2項第1号中、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を現行の100分の90から100分の95に、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第3条第1項の給料表の別表第1を改め、任期の定めのない職員の給料月額について、平均で約0.14%引き上げるものでございます。

第2条では期末手当について、第23条

第2項中、期末手当基礎額に乗じる支給割合を、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の137.5としていたものを、いずれの月も100分の130に平準化し、同条第3項中、再任用職員の期末手当については、支給割合を6月に支給する場合は100分の65、12月に支給する場合は100分の80としていたものを、いずれの月も100分の72.5に平準化する改正を行うものでございます。

また、勤勉手当については、第24条第2項第1号中、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って乗じる割合を100分の95から100分の92.5に、同項第2号中、再任用職員については勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って乗じる割合を、100分の47.5から100分の45にそれぞれ平準化する改正を行うものでございます。

第3条では、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正といたしまして、一般職非常勤職員の基本報酬及び臨時的任用職員の基本賃金の月額範囲の上限を34万9,200円から35万円に改正するものでございます。

続きまして、附則の第1項は、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例のうち、第1条及び第3条の規定につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から施行する旨を規定いたしております。

次に、附則の第2項第1号では、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第3条第3項の表及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の摂津市一般

職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する旨を規定いたしております。

附則第3項では、旧条例の規定により、支給された給与は新条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、附則第4項では前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を規定いたしております。

次に、各会計の補正予算案件でございますが、議案第96号、平成30年度摂津市一般会計補正予算第6号から議案第100号、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算第3号までは、議案第102号、一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に関する所要額をそれぞれの会計で計上いたしております。

各会計での所要額につきましては、一般会計では繰出金を除く人件費のみの額として1,712万1,000円、水道事業会計では107万6,000円、下水道事業会計では40万3,000円、国民健康保険特別会計では46万5,000円、介護保険特別会計では30万7,000円、全会計の合計といたしまして1,937万2,000円の補正額となっております。

以上、平成30年第4回定例会に追加提案いたします案件の概略説明とさせていただきます。

○松本暁彦委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 質問がないようです

ので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○松本暁彦委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、一般質問の質問者ごとの割り当て時間について、既に民主市民連合については割り当て時間は確定をしていますので、そのほか一覧表の順で大阪維新の会からお願いします。

森西委員。

○森西正委員 香川12分、三好俊範18分、森西18分です。

○松本暁彦委員長 それでは公明党、村上委員、お願いします。

○村上英明委員 水谷議員が13分、南野議員が13分、村上が12分、藤浦議員が22分。

○松本暁彦委員長 自民党・市民の会につきましても、松本18分、光好18分です。

日本共産党、増永委員、お願いします。

○増永和起委員 増永が16分、安藤12分、弘20分です。

○松本暁彦委員長 それでは、事務局から確認をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 それでは、平成30年第4回定例会における一般質問の割り当て時間について確認させていただきます。

大阪維新の会、香川議員12分、三好俊範議員18分、森西議員18分。

公明党、水谷議員13分、南野議員13分、村上議員12分、藤浦議員22分。

自民党・市民の会、松本議員18分、光好議員18分。

日本共産党、増永議員16分、安藤議員12分、弘議員20分。

民主市民連合、榎村議員24分。

無所属、中川議員12分。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 次に、追加議案及び意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 それでは、追加議案及び議会議案の上程にかかわりまして、12月19日の議事日程について説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問に続きまして日程2、議案第69号など、26件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。この26件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて、備考欄に採決の方法を記入いたします。先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、及び議案第95号が一括簡易採決、議案第72号が起立採決でございます。

日程3、12月13日に提出されました追加議案の議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、及び議案第102号で一括上程し、即決でございます。

日程4が本日上程が決まりました意見

書案でございます。一括上程の上、即決でございます。採決グループごとに並びかえて、議会議案第16号、議会議案第17号、議会議案第19号、議会議案第20号、議会議案第21号、議会議案第22号、及び議会議案第23号は一括簡易採決、議会議案第18号が起立採決と備考欄に記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につきましては、12月19日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

次に、議会運営委員会の行政視察について報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 議会運営委員会の行政視察につきまして、現在委員長団と協議を進めているところでございますが、現時点の状況について報告させていただきます。

まず、日程につきましては、平成31年1月30日水曜日から31日木曜日の2日間で調整しております。

次に、視察先及び視察事項につきましては、大分県大分市で議会BCPについて、山口県山陽小野田市で議員間討議について視察を予定しております。

なお、詳細につきましては19日の本会議終了後の本委員会で資料をもとにご説明させていただきます、協議の上決定いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 それでは、説明のとおりよろしくお願いいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 松本暁彦

議会運営委員 檜村一臣